

高階南小学校いじめ防止基本方針



平成27年3月

(最終改定 令和8年3月)

川越市立高階南小学校

目 次

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 1 いじめの防止等に関する基本理念
- 2 いじめの定義

II 本校におけるいじめの防止等のための対策

- 1 高階南小学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 高階南小学校いじめ防止対策委員会の設置
- 3 いじめの未然防止
- 4 いじめの早期発見
- 5 いじめの対応
- 6 いじめの解消
- 7 保護者・地域との連携
- 8 重大事態への対処
- 9 その他の留意事項

III いじめ防止年間計画（別紙）

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止等に関する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を本校教育の柱として据える。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、児童、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
- いじめの未然防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、児童に「いじめを絶対に許さない」「いじめをしない、させない、見逃さない」心を育てること。
- (2) いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多いため、児童からのいじめのサインを、教職員をはじめとする大人が見逃さないようにする。
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりを進める。
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備する。
- (5) いじめが発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめを受けている児童を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、いじめを認知する際には、以下について留意する。

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けている児童の立場に立つて行う。また、いじめの認知については、「高階南小学校いじめ防止対策委員会」をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめを受けている児童の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該児童の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。
- (5) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

Ⅱ 本校におけるいじめの防止等のための対策

1 高階南小学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条の規定を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、
「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校として、ど
のようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方針や取組の
内容等を「高階南小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本
方針」という。）として定める。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職
員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員に
よる対応ではなく組織として一貫した対応とする。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童と
その保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、
いじめの抑止につなげる。
- (3) いじめをしている児童への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針
に位置付けることにより、いじめをしている児童への支援につなげる。

2 高階南小学校いじめ防止対策委員会の設置

法第22条の規定を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめ
への対応等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う際の中核
となる常設の組織として「高階南小学校いじめ防止対策委員会」（以下、「学
校いじめ防止対策委員会」という。）を置く。

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任

※個別の事案への対応を協議する等の際には、当該事案に係る児童
の学級担任及び当該学年主任を加える。

※必要に応じて、教育相談主任や養護教諭、保健主事などの関係職員
を加える。

※必要に応じて、スクールカウンセラーや「高階南小学校いじめ対策
委員会」の構成メンバー（自治会代表者やPTA代表者等を含む）

(2) 役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境
づくりを行う。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作
成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。

- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなどし、情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめを受けている児童に対する支援やいじめをしている児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 重大事態発生の際の調査機関としての役割を担う。

3 いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはしない、させない、見逃さない」との雰囲気や学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、児童と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人一人の児童の個性等への理解を深め、児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、本校の教育活動全体を通じ、一人一人が活躍

できる機会を提供し、自己有用感が高められるように努める。

- (7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、進学先にあたる川越市立寺尾中学校、川越市立高階西中学校との連携を一層推進する。また、高階地区小中9校での小・小連携、小・中連携を深める。
- (9) SNSを利用したいじめの未然防止のため、計画的にネットモラルやネットリテラシーについて学ぶ機会を設定する。
- (10) 法の専門家や人権に関する関係機関、インターネットやSNSなどの適切な利用促進に関する関係機関など、外部の専門家による指導を積極的にを行う。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童・保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 家庭学習ノートや個人面談等の機会を有効に活用し、日頃から児童の様子や行動に気を配る。
- (4) 保護者アンケート調査を行い、家庭と連携して児童を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめの対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ防止対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ防止対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力

を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。その際には、以下の点に留意する。

- いじめを受けている児童の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処をする場合があること。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けた場合等がこれに該当する。
- 法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定を遵守すべく全教職員で共通理解を図る。
- いじめに係る情報や対応の経緯等については、児童ごとに全て記録し、情報の共有化を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員が、児童のいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 教職員に対して、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は、速やかに校長に報告する。
- 校長は、該当の学級担任、学年主任、生徒指導主任等に指示し、速やかに関係児童から事情を聴き取る等、学校いじめ防止基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- 校長は、直ちに学校いじめ防止対策委員会を開催し、情報の共有と必要な対応を迅速かつ組織的に実施する。
- 校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、いじめを受けている児童・いじめをしている児童の保護者への連絡を指示する。
- 指導が困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、川越警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている児童及びその保護者への支援

- いじめを受けている児童から、事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- 状況に応じて見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。

- いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- 必要に応じて、いじめを受けている児童の心のケアのため、中学校区さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- 解決したと思われる場合も含め、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている児童への指導及びその保護者への助言

- いじめをしている児童から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- いじめをしている児童への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 状況に応じて、保護者の了承を得て、別室で指導する。
- いじめをしている児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- いじめの状況に応じて警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- 誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- 児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- 計画的にネットリテラシーや情報モラルに関する教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
- 必要に応じて、法務局、川越警察署と連携して対応する。

- ・インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ・インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について児童・保護者に周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育を推進するとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている場合とする。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- ・相当の期間とは、3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定し、状況に応じて判断をする。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- ・いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童の人間関係等について、本校の職員全体で注意深く見守る。

7 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

- (1) 相談窓口広報リーフレット等の配布により、相談窓口を周知する。
- (2) 情報化・情報モラルに係る研修会の機会を活用して、情報モラルの啓

発を図る。

- (3) 入学説明会や年度初めの保護者会等の機会を活用し、本校へ就学予定の幼児の保護者・本校の保護者に対するいじめの未然防止に係る啓発を行う。
- (4) 学校運営協議会や本校ホームページ等により、学校いじめ防止基本方針やいじめの未然防止に係る取組を保護者・地域住民に積極的に発信し、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。

8 重大事態への対処

いじめによる重大事態が発生した場合は、校長は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

なお、以下(1)～(5)の従来への対応を基本としつつ、令和6年8月に改訂された国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえながら、教育委員会と連携して対応を行う。

- (1) 重大事態とは、いじめにより、児童に、次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。
 - ①児童が自殺を企図した
 - ②身体に重大な傷害を負った
 - ③金品等に重大な被害を被った
 - ④精神性の疾患を発症した
 - ⑤相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた
 - ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの
- (2) 重大事態が発生した場合、校長は、速やかに教育委員会へ発生を報告する。
 - ・児童や保護者からいじめにより重大な被害が発生したという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重大な情報である可能性があることから、その時点で「いじめの結果ではない」、「重大事態とは言えない」と断言することなく、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- (3) 校長は、教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下、「調査組織」という。）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・調査組織の構成については、学校いじめ防止対策委員会を母体とし、必要に応じて心理や社会福祉の専門家や、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない自治会長、民生委員

- など第三者の参加を募り、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、速やかに明確にする。
 - いじめを受けている児童からの聴き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめをしている児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
 - いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - いじめを受けている児童からの聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
- (4) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。
- 情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (5) 校長は、調査結果について、教育委員会に報告する。

9 その他の留意事項

- (1) 校内研修の充実
- いじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。
- (2) 校務の効率化
- 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校長は、校務の効率化を図る。
- (3) 学校評価による取組の検証
- 問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (4) 関係機関との連携
- 校長は、いじめの内容に応じて、川越警察署生活安全課や川越児童相談所等の関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。